仕　様　書			
件名	看板の作成	作成年月日	令和８年１１月１０日
		作成課	企画部地方調整課

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は、看板の作成について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる支出負担行為担当官等とは、支出負担行為担当官及びその補助者をいう。

2　物品調達に関する要求

2.1　概要

周知・広報用の看板を作成し、フェンス取付金具と共に九州防衛局佐世保防衛事務所（長崎県佐世保市木揚田町 2-19　佐世保合同庁舎 6 階）へ**持参又は郵送**にて納品する。

2.2　物品対象品

物品対象品は、表１のとおりとする。

表１　役務対象品

番号	名称	数量区分、単位
1	アルミ看板	４０枚
2	フェンス取付金具	４０セット

2.3　材質、規格、構造、形状及び寸法

材質、規格、構造、形状及び寸法は、表２のとおりとする。

表２　材質、規格、構造、形状及び寸法

アルミ看板	H594mm×W420mm×t1.5mm 白反射シート+透明塩ビ IJP+ラミネート加工 穴あけ４か所 ※アルミ表示板への印字デザインは官側よりデータを提供する
フェンス取付金具	・アルミフラットバー　W420mm×D35mm×t1.5mm **（穴あけ２か所）** **１セット各２本** ・SUS ボルト M16×35mm（ナット、スプリングワッシャー含む） １セット各４個（スプリングワッシャーは、１セット８個）

※１　アルミ表示板に印字するデザインは、Microsoft PowerPoint 2016 データ又は PDF データで提供する。

2.4　履行期限

令和９年１月２９日。

３　納品検査

検査は本仕様書に基づき、支出負担行為担当官補助者が行うものとする。

４　その他の指示

（１）　本作業に必要な機材及び資材等の消耗品他は、契約相手方で準備するものとする。

（２）　契約相手方は、本作業の実施にあたり、物品及び施設等に損害を与えた場合は、その責任を負うものとし、速やかに九州防衛局（以下「官」という。）に報告し指示を受け、現状復帰するものとする。

（３）　この契約で生じた発生材は、官側と調整の上、契約相手方の責任において適切に廃棄、処分するものとする。

（４）この仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに官側と協議するものとする。

●は穴あけ箇所

20mm

20mm

NO DRONE
ドローン禁止区域



ZONE
RESTRICTED AIRSPACE

NO-FLY ZONE
(Within approximately)
1,000 METERS
from designated facilities

禁止区域の距離
おおむね
1,000 メートル
指定施設から

JAPANESE DRONE CONTROL
(The Drone Act)

RED ZONE
Drone operations are prohibited over designated facilities unless specifically authorized by the facility commander.

YELLOW ZONE
Drone operation within approx. 1,000 meters of designated facilities require authorization by the facility commander unless otherwise permitted by law.
(For exceptions, please visit the MOD website.)



日本のドローン規制
(小型無人機等飛行禁止法)

レッドゾーン
(当該施設とその敷地)
レッドゾーンの上空は、
飛行禁止です。
(米軍施設の司令官の承認がある場合を除く。)

イエローゾーン
(敷地の周辺)
おおむね1,000メートルの範囲は、
米軍施設の司令官の承認がある場合等の例外を除き、飛行禁止です。
(その他の例外は、防衛省HPをご覧ください。)

With the cooperation of United States and Japanese law enforcement authorities, unauthorized sUAS may be disabled, damaged, destroyed, seized, or confiscated, as well as unauthorized sUAS operators may be subject to criminal prosecution and fines.
合衆国政府及び日本国政府の協力により、正当な権限のない小型無人機は、無力化、損傷、破壊、押収又は没収される可能性があります。また、正当な権限のない小型無人機の運用者は、刑事訴追及び罰金の対象となる可能性があります。

REPORT SUSPICIOUS DRONE ACTIVITY / 不審なドローン活動の通報

- If you see a drone in this area:
- Leave the area
- Report immediately

110
警察に通報
(Emergency)

- このエリアでドローンを見かけた場合：
- その場を離れてください
- 直ちに通報してください

LEGAL AUTHORITY / 法的根拠

- The Drone Act
- Article III, Status of Forces Agreement

- 小型無人機等飛行禁止法
- 日米地位協定　第３条

PROCEDURES / 飛行手続き

For detailed information on designated drone-related facilities and the procedures required to operate sUAS in those areas, please visit the procedures page on the MOD website.

対象防衛関係施設および飛行をさせたい場合の手続の詳細については、防衛省ＨＰをご参照ください。

https://www.mod.go.jp/j/presiding/law/drone/index.html